

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業
質問及び回答（事業契約書（案））

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書 (案)		5								第7条 事業者の 資金調達 第3項	PFI法第75条第1項では、「第六十九条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。」とありますが、本事業において適用される支援はございますでしょうか。	特に発注者で想定してのものはありません。
2	事業契約書 (案)		6								第9条 市が実施 する業務との調 整等	5号焼却炉の長寿命化のための基幹的設備改良工事等について詳細が不明であり、どのようなリスクが発生するか見通せない現時点において協力義務を負担するのみならず、費用負担についてまでお約束することは難しいため、第3項については、「前2項の協力に要する費用は、市と事業者が協議の上、負担者を決定する」等の規定に変更頂きますようお願い致します。	原案のとおりとします。
3	事業契約書 (案)		6								第10条 (契約の保証)	事業契約書(案)第106条第2項(2)における管理運営業務に対する違約金について、設計建設費と同様に履行保証保険にてリスクヘッジしたいと考えますが問題ありませんでしょうか？	質問にある履行保証でのリスクヘッジの提案は妨げられません。
4	事業契約書 (案)		6								第10条 契約の 保証 第3項	貴市を被保険者とする履行保証保険が付されており、事業者帰責による事業契約解除がなされ、貴市が当該保険金の請求が可能な場合には、貴市は当該請求を実施し、貴市に支払われる保険金が違約金に充当されるとの理解で宜しいでしょうか。保険金請求から実際の保険金支払いまでの期間に、SPCに違約金相当額の立替が生じないことを確認したい趣旨です（SPCに立替が生じる場合、履行保証保険付保に加えてキャッシュリザーブ等の対応が必要になり、SPCにとっては負担が重くなります）。	保険金の支払いが速やかに行われる場合、原則として保険金を違約金に充当することが想定されます。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
5	事業契約書 (案)		7								第12条 条件変更 第3項	「前条第1項により事業者に貸与される設計図書により発生が確認できる範囲を超えるものについては」との規定となっておりますが、入札価格（＝事業契約契約金額）は、入札説明書等に基づき決定されており、事業契約締結後に貸与される図面等に基づいているものではございませんので、第1項各号に掲げられている事実に対応するための増加費用については、須らく貴市にてご負担頂き、日程の変更についても許容頂きますようお願い致します。	既施設の図面については入札参加者に対して閲覧・貸与が認められており、事業者においてはすでに内容を了知しているものですので、原案の通りとします。
6	事業契約書 (案)		7	1			13条	2			第13条2項（消化汚泥等の性状）	平成27年8月19日に公表された事業契約書（案）への質問回答No8にて「協議によって定めるのは契約の残期間にわたる取扱いであり、既履行部分については協議の対象ではありません。」との回答がありますが、改めてここでいう「既履行部分」についても協議対象としていただくよう要望致します。本条文中の「長期間」については具体的な期間が明示されておらず、事業者はその間、燃費悪化によるユーティリティ費用の増加や燃料化物性状未達による有効利用先の受入不可等の影響を「長期間」にわたり被り続ける可能性があります。	原案のとおりとします。どの程度の期間が「長期間」に該当するかは、具体的な事情において市と事業者して判断する事になります。
7	事業契約書 (案)		7	1			13条	2			第13条2項（消化汚泥等の性状）	「～かかる状態が長期間継続し～」とありますが、「長期間」とはどの程度の期間を指すのでしょうか。四季を通じて性状変化を確認するとして最長1年間程度と思料しますが具体的な期間を提示願います。	No6をご参照ください。
8	事業契約書 (案)		10								第23条 設計変更 第2項	本項を始めとして事業契約書（案）内で使用されている「追加的な費用」及び「増加費用」には、合理的な範囲の金融費用が含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書 (案)		18								第46条 引渡手続	第41条第1項等に基づき、引渡予定日は変更される可能性があるものと考えておりますので、「引渡予定日」の定義において、その旨を明確化頂きますようお願い致します。また、施設の引渡はサービス購入料A2の支払の前提となっておりますので、引渡予定日に引渡しが行えなかった場合の引渡手続についても明記頂きますようお願い致します。	引渡予定日が変更される場合、事業契約の変更契約を締結します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
10	事業契約書 (案)		25								第69条 (停止期間中等の消化汚泥等の処理)	平成27年8月19日に公表された事業契約書(案)への質問回答No26にて「汚泥燃料化施設が休止しても、事業者が運転管理する他の施設で消化汚泥等の処理ができるよう、本条第1項第2号及び第2項を修正します。」とあり、事業契約書(案)【修正版：平成27年8月19日】にて第69条が修正されていますが、燃料化施設が休止した場合だけではなく、焼却施設が停止する場合がありますので、修正前の第69条の「汚泥燃料化施設」という記載を「本事業で管理運営を行う施設」に変更すべきと思料致します(本条文の趣旨は、本事業で事業者が管理運営する施設(燃料化および焼却施設の両方)で受入ができない状態に陥った場合の処理方法であるべきと思料します。)	燃料化施設のみならず、焼却施設も停止する場合を想定しておりません。万が一、そのような事態が発生した場合は、第130条第1項の協議の対象となります。
11	事業契約書 (案)		26								第74条 改良土の品質 第2項 (誤植)	「第1項及び第2項」は「前項」の誤植と考えております。	ご指摘のとおりですので、「第1項及び第2項」を「前項」に修正します。
12	事業契約書 (案)		29								第85条 サービス購入料の返還	サービス購入料の返還という重大事象の事由となるものは、「重大な虚偽」に限定頂きますようお願い致します。業務報告書の軽微な誤記が、サービス購入料返還の要因とならないようにさせていただきますためです。	本条は、報告書に虚偽があった場合、正確な報告内容に修正すると、モニタリング計画に従い減額が発生する場合の減額分の払い戻しを規定するものであり、虚偽の程度が軽微か重大かは関係ありません。原案の通りとします。
13	事業契約書 (案)		32								第99条の4契約終了の効果	「質問及び回答(No. 36)」にて「落札者決定後の契約条項の見直しは行いません」とありますが、条文の双方による確認およびそれに伴う見直しは必須と考えます。協議の上、見直しが必要な項目については見直しできるよう再考をお願い致したく存じます。	契約締結時に、誤植の訂正や表現の明確化などの調整を行う事はありますが、規定の内容を変更する見直しはいたしません。
14	事業契約書 (案)		32								第100条 市による解除等 第2項	基本協定第8条第1項前文中の但し書きに該当する場合には、事業契約を解除する必要はないものと考えておりますので、「基本協定書第8条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じた時」ではなく、「基本協定書第8条第1項各号のいずれかに掲げる事由が生じ、市が基本契約を解除した時」に変更頂きますようお願い致します。	本項は、事業者側に基本協定第8条第1項各号の事由が生じたときに事業契約を解除できるとする規定であり、市が必ず解除することを定めたものではないため、規定の不都合はなく、原案の通りとします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	事業契約書 (案)		33								第103条 引渡前 の新施設に対 する解除の効力 第1項	出来高には、当該解除までに要したサービス購入費A1 及びA2を構成する全ての費用が含まれるとの理解で宜 しいでしょうか。	例えばサービス購入料A2のうちの割賦金利が出来高に 含まれない事は明らかであるように、サービス購入料 A1及びA2の全ての項目が出来高認定の対象になるわけ ではありません。
16	事業契約書 (案)		34								第104条 合格部 分の代金支払い	年[2.9]%の利息を付した支払としておりますが、こ の年[2.9]%という数値は何らかの根拠に基づくもの なのでしょうか。算出根拠となる計算式等がございま したら、ご教示願いますでしょうか。	関連する市の規定に基づくものです。
17	事業契約書 (案)		34								第105条 管理対 象施設に対する 解除の効力	契約解除については施設ごとの一部解除は想定してお りますでしょうか。あくまで解除の場合は全部解除と いう事になるのでしょうか。	契約の一部解除ということは想定しておりません。
18	事業契約書 (案)		35								第106条2項 (違約金等)	「質問及び回答(No. 37)」にて「独立採算ということが違 約金をとらない理由にはなりません。原案のとおりと します。」とありますが、市への違約金として適切な 違約金項目は「灰の販売費用」と考えます。違約金対象 となる項目の見直しについて再考をお願い致したく存 じます。	原案のとおりとします。
19	事業契約書 (案)		35								第106条 違約金 等	違約金支払については貴市が指定する期間までに支払 うこととしておりますが、具体的には支払の指示から どのくらいの期間を想定していらっしゃいますでしょ うか。	30日程度を想定しています。
20	事業契約書 (案)		35								第106条 違約金 等	全ての新施設引渡完了後の違約金についてはサービス 購入料A1及びサービス購入料A2に関わる違約金は無い ものとの理解で宜しかったですでしょうか。当該期間に は、サービス購入料Bと改良土プラントに関わる違約 金のみ発生するとの理解です。	全ての新施設の整備が完了し、市に引き渡された後 の事業者帰責にかかる契約解除においては、設計建設 費を元に算出する違約金の適用はありません。
21	事業契約書 (案)		37								第110条 協議及 び追加的な費用 の負担等	第113条第3項「前項の60日の協議期間は、市と事業者 の合意により、これを伸長することができる。」と同 様の規定を追加頂きますようお願い致します。追加頂 けない場合、その理由についてもご教示頂きますよう お願い致します。	法令変更の場合、あらかじめ変更内容が公表されてい ることが多く、また不可抗力の60日に比べて120日の 長期の協議期間が設けてあることから、質問で提案さ れている修正は行いません。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
22	事業契約書 (案)		38								第115条 不可抗力による契約の終了	60日の後に、「第113条第3項の規定に基づき伸長された場合は伸長後の期間」との文言を追記頂きますようお願い致します。	115条を修正します。
23	事業契約書 (案)	2	44								別紙2 契約保証金	別紙2で求める期間に応じて求められている契約保証金の免除措置として履行保証保険を利用するためには、保険契約を3本に分ける必要がありますが、問題ないでしょうか。必要とする契約保証金とその期間は3契約合計すると満たされております。念のため確認させてください。	保険契約を複数に分割することは可としますが、全体として第10条及び別紙2に定める条件は満たしてください。
24	事業契約書 (案)	3	45	1	1						別紙3 解体及び建設業務に係る保険	工事中の工事対象物に対する財物損害を補償する組立保険（建設工事保険）を合理的に手配する為に、各設備の建設スケジュールに合わせ保険契約を複数に分けることは問題ないでしょうか。	保険契約を複数に分割することは可としますが、全体として第28条及び別紙2に定める条件は満たしてください。
25	事業契約書 (案)	4	46		2						別紙4 管理運営対象施設	4行目に別紙“2”の「第2.管理運營業務に係る保険」とありますが、別紙“3”ではないでしょうか。念のため確認します。	ご指摘のとおりです。別紙2を別紙3に修正します。
26	事業契約書 (案)	4	46		1						別紙4 新設施設及び解体施設	追加的な費用が生じた場合、損害の生じた施設の新設施設または解体施設の設計建設費の1%までを事業者が負担することになっていますが、各施設毎の設計建設費を把握する必要があるということでしょうか。念のため確認いたします。	質問にあるとおり、不可抗力発生時の民間事業者の負担部分を算出するためには、各施設の設計建設費を把握する必要があります。
27	事業契約書 (案)	4	46		2						別紙4 管理運営対象施設	追加的な費用が生じた場合、損害の生じた施設の年間サービス購入料Bの1%までを事業者が負担することになっていますが、各施設毎の年間サービス購入料Bを把握する必要があるということでしょうか。念のため確認いたします。	質問にあるとおり、不可抗力発生時の民間事業者の負担部分を算出するためには、各施設のサービス購入料Bを把握する必要があります。